

2018年2月
第15号

2018年2月10日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
— 朝鮮学校無償化裁判を支援する会 —

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : info@msk-f.net

目次:

第15回裁判について 1

- 第15回口頭弁論
- 報告集会
- 交流会
- 懇親会

日朝教育シンポジウム 3 中村 元氣

裁判支援グッズ第2弾！ 3 付箋販売のお知らせ

他地方の裁判状況 3

朝鮮学校の行事の一コマ 4 九州中高・文化祭 北九州初級・納涼祭 福岡初級・納涼祭



第15回裁判について

■ 第15回裁判(口頭弁論)

12月7日(木)11時から、第16回裁判が福岡地裁小倉支部203号法廷で行われました。

傍聴希望者は120名を超えていましたが、残念ながら今回も43名しか入らない法廷での裁判となりました。

今回の裁判には、原告側から文科省前事務次官の前川喜平さんの陳述書を含む甲号証の証拠と前川氏の証人尋問を申請する証拠提出書が提出され、被告(国)からは第11準備書面、乙号証の証拠、文書提出命令申立書に対する意見書が提出されました。

裁判では清田美喜弁護士が証拠提出書に関して意見陳述を行いました。



清田弁護士は、原告らは、無償化法の制定、審査過程から、文部科学省の官僚としてこの問題に深く関与してきた、前川喜平氏を証人として申請したとした上で、前川氏の証人尋問を行う意義を説明しました。『これまで原告らは、無償化法や就学支援金に関して公開されている資料を分析し、九州朝鮮高校を無償化の対象から排除したことが差別であり、原告らの憲法上の権利を侵害すると同時に、無償化法の趣旨に反することを主張してきた。この事件について正しく事実を把握し、法令を解釈適用するには、無償化法の制定

背景や制定に至る過程、検討会議や審査会の状況、そして不指定となるまでの一連の経緯を詳細に把握する必要がある。それも、立案や制度設計を担ってきた文部科学省において、どのような議論や経緯があったかを正確に把握する必要があり、意思決定のプロセスなどは、その組織の中に身を置いたことのない人間でなければ説明できない。東京での訴訟において、文部科学省の役人が証人に採用されたのも、この趣旨であると理解している。そこで、九州の訴訟においては、事務方のトップである事務次官を経験し、文部科学省の組織や意思決定のあり方について熟知している前川氏から、不指定に至る過程について話を聞きたいと考えている。』

また、前川氏から、立法者意思についても話を聞きたいと述べながら『前川氏は、2009年当時、文科省初等中等局担当審議官という役職についていた。局の担当審議官とは、その局が取り扱っている業務全般を俯瞰する立場にある。無償化法の制定に向けて文部科学省が動き始めた当時、無償化法の直接の担当である初等中等教育局の担当審議官であったということは、無償化法に関する初等中等教育局の動きや議論を直接に把握する立場にあったということの意味する。法令の解釈適用においては、立法者意思、すなわちその法令の立案にかかわった省庁の担当者が、どのような趣旨で法令の文言を決め、どのような運用を予定しているのかということが、非常に重要視される。無償化法、同法施行規則の立案段階で、局担当審議官をしていたということは、まさにこの立法者意思を把握している立場にあった。』

また、その後の前川氏の経歴などを説明

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

し、直接、京都、大阪、神戸の朝鮮学校の視察に赴いていた事実、これらの視察も経て、八号規程が制定される過程、無償化法とその下位規範の制定過程における立法者意思について、最もよく知る人物であると説明した上で『本件において裁判所が文部科学省内の組織や意思決定の在り方、そして無償化法とその下位規範における立法者意思の在り方について、事実認定と法令の解釈適用を行うにあたり、前川氏の尋問は必要不可欠』と訴えました。

清田弁護士は、陳述の最後に、検証についても付言しました。清田弁護士は前川氏の陳述書を引用しながら、実際に学校を視察した際に印象に残った出来事、学校を訪問したことをきっかけに疑問を解消したこと、日本での生活実態に合わせた教育を行い、「高等学校の課程に類する課程」を置いているという心証を抱いたことなどを説明した上で、『本件の実質的な争点は、原告らの通っていた九州朝鮮高校が、「高等学校の課程に類する課程」を置くものであって、無償化法及び同法規則に該当するかという点にある。この点を適切に判断するにあたっては、実際の学校に赴くことが必要不可欠』と、検証(学校訪問)を採用ないしこれに代わる現地進行協議の実施を強く求めました。

裁判では進行と関連して、裁判官より両弁護団に確認があり、次回裁判までに2回の進行協議を行うこととなりました。(2月8日15時、2月26日11時)

次回裁判は2018年3月8日(木)14時から行われる予定です。

■ 報告集会



裁判後に行われた報告集会では、**金敏寛弁護士**がこの日の裁判に提出された原告と被告の提出書面について報告を行いました。

金弁護士は、被告が提出した準備書面は、大阪無償化裁

判の控訴理由書を流用したもので、内容はほとんどないと切り捨て、乙号証の証拠も約800頁にも及ぶが、そのほとんどが屁理屈の為の証拠だと断じた上で、今回、原告側は、文科省前事務次官の前川喜平氏の陳述書を裁判に提出したこと、前川氏の証人申請を行ったことなどを報告しました。

また、次回裁判までの進行協議の状況によっては、次々回裁判から証人尋問が行われる可能性があることや全国の裁判状況についての説明がありました。

報告集会では、**清田美喜弁護士**より意見陳述を行った内容に関して詳しい説明がありました。

また、**福岡県朝鮮学校を支援する会代表の中村元氣**さんより、前川氏の証人尋問を是非実現してほしいが、出来なかった場合でも講演会等を行い、世論喚起の場を設けたいとの申出があり、弁護団として前川氏と協議することとなりました。



また、**在日本朝鮮留學生同盟(日本の大学に在籍する在日コリアンたちの会:略称留學同)九州本部代表**より、留學同として「朝鮮学校差別反対! 全国大学生行動」を行っていること、文科省前



での抗議行動を予定している事、メッセージカードを募集している事などを報告し、協力を求めました。

報告集会最後に、**朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会**より、**2018年2月10日に北九州小倉の北九州国際会議場**で、県内の朝鮮学校を支援する三団体と共催で大阪無償化裁判弁護団団長の丹羽雅雄弁護士をお招きして学習会を行った上で、全国統一行動の一環として県民集会、街頭活動を行うとの説明があり、集会参加者への参席を呼び掛けました。

■ 交流会

今回、新しい試みとして**九州朝鮮中高級学校の生徒と弁護団、連絡協議会による交流会**が北九州市八幡西区にある九州朝鮮中高級学校で行われました。普段、接する機会の少ない朝鮮学校生徒と直接ふれあう事で、お互いを理解する場を設けようと交流会が企画されました。



緊張した面持ちで始まった交流会ですが、時間と共に打ち解け、終始笑顔が絶えない交流会となりました。

朝鮮学校生徒からは、弁護士になろうと思ったきっかけは何か、今の日本で朝鮮学校を支援しようと思ったのは何故かなど、素朴な質問が寄せられ、弁護団、連絡協議会からは将来の夢、無償化制度から除外されて感じている事など高校生の率直な気持ちを知ろうとする質問がありました。

約2時間の交流会を終えて生徒たちに感想を聞いてみると、『**弁護士でもっとカワイイ人がなると思っていた**』、『**朝鮮学校を何十年も支援している日本人がいる事を初めて知った**』など新しい発見があり、有意義な時間を過ごせたようでした。

■ 懇親会

九州無償化裁判弁護団、朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会、九州朝鮮中高級学校教員、釜山の朝鮮学校支援団体代表、北九州在住の在日同胞らによる懇親会が、同日、学校校舎で行われました。



2018年2月

寒さのため、屋外での焼肉を変更し、室内でのホルモン鍋会となりましたが、久しぶりのみんなでの懇親会に参加者のテンションはあがりっぱなし。酔いのせいか、職業病なのか参加者のリレートークでは、司会が3分以内でお願いしたにもかかわらず、全員が5分以上発言し、中には30分発言させると司会に詰め寄る剛の者もいましたが、本音トーク

を交え、有意義で楽しい懇親会となりました。



懇親会後には、恒例(?)2次会が行われ、熱い論議が夜中まで続きました。

参加者一同、異口同音に次回は焼肉!との事でした。

第19回日本・朝鮮教育シンポジウムin千葉 日本朝鮮学術教育交流協会会長 中村 元氣



ら、日本朝鮮学術教育交流協会・中村元氣会長と福岡地区朝鮮学校を支援する会・由良隆生運営委員が参加しました。

主催は、日本教職員組合、在日本朝鮮人教職員同盟、日本朝鮮学術教育交流協会の三団体です。

2017年11月23日、千葉市の千葉朝鮮初中級学校で「多文化共生社会の実現に向けて-認め合う社会」をテーマに、『第19回日朝教育シンポジウム』が開かれ、朝からの雨にも関わらず、全国から約300人が集まり盛会裏に開催されました。福岡か

1999年に始まったシンポジウムですが、近年は各地の朝鮮学校を会場に開催し、年々参加者も増え、益々交流の輪が広がっています。

9時から授業参観があり、2時限目は県内公立学校教員による授業も行われ

好評でした。その後、全体会が始まり、最初に千葉朝鮮学校全校生による歓迎の歌がありました。そして、主催者を代表して中村元氣会長が「現在の朝鮮学校・子どもたちに対する攻撃、差別はますますひどくなっています。しかし、それにも負けずに朝鮮学校の子子どもたちが裁判闘争や日常の授業やクラブ活動などに励んでいます。今日のシンポジウムで各地のとりくみを交流し合い、連帯の輪を広げて行きましょう」と挨拶しました。さらに、「多文化共生社会の実現に向けて」と題して、佐野通夫・子ども教育宝仙大学教授による特別講演がありました。

午後は、「教育実践」「訪朝報告」「各地の『支える会』のとりくみ」など7つの分科会が開かれ、活発な論議が行われました。第5分科会「各地の『支える会』のとりくみ」では、由良隆生運営委員がレポートを基に福岡地区のとりくみを発表しました。終了後、全体会を行い、分科会集約と集会決議などが採択されてシンポジウムを閉会しました。

なお、2017年は朝教同結成70周年に当たり、これを記念しての祝賀会が前日の11月22日に東京・上野で開催され、多くの来賓や全国からの参加者など約120人が参加して盛大に行われました。

裁判支援グッズ第2弾!



無償化裁判を財政的に支援する為のグッズ販売第2弾は九州中高美術部の生徒たちがデザインした付箋。多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

- 内容:1冊50枚綴り
- 価格:200円
- 注文:FAX、メール、電話で受付
- 発送方法

⇒ 注文冊数に応じてご相談させていただきます。

他地方の裁判状況

- 広島(控訴審)
期日未定
- 大阪(控訴審)
2018年2月14日(水) 第2回弁論
※場合によっては結審

■ 注文方法

- ⇒ 電話:学校を通じてお買い求め下さい。TEL 093-691-4431
- ⇒ メール:info@msk-f.net
- ⇒ FAX:093-691-4441
- ⇒ メール、FAXにてご注文の場合、件名に『裁判支援グッズ希望』と記入され、注文者名、発送先、必要冊数を明記の上、ご注文下さい。

- 東京(控訴審)
2018年3月20日(火) 弁論
- 愛知(第一審)
2018年4月27日(金) 判決
大阪に続いて勝訴を!

■ 振込先

福岡銀行折尾支店(普)2988609
朝鮮学校無償化実現
福岡連絡協議会 事務局
ユン キョンリョン



すべての子どもには学びへの権利があります！

★朝鮮学校の行事の一コマ

九州中高・文化祭、北九州初級,福岡初級・納涼祭

